建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件(平成17年国土交通省告示第566号)の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

平成 21 年 5 月 30 日 国 土 交 通 省

1. 趣旨

今般、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件(平成17年国土交通省告示第566号)の一部を改正する告示案を作成いたしました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、 本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領(別添)のとおり実施します。

募集期間は、平成 21 年 5 月 30 日 (土) ~平成 21 年 6 月 28 日 (日) までです。

4. 内容の公開

告示案は、意見募集と同時に以下により公開します。

- ○ホームページへの掲載
- ○窓口(国土交通省住宅局建築指導課)での配布

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件(平成17年国土交通省告示第566号)の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集要領

■意見募集対象

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する告示案

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課(東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成 21 年 5 月 30 日 (土) ~平成 21 年 6 月 28 日 (日)

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご 意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、 あらかじめ御了承下さい。)

- (1) FAXの場合 FAX番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛 (「建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面す る帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに 建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する告示

案に対する意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合 メールアドレス: kenshi@mlit.go.jp

(電子メールの題名を<u>「建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する告示案に対する意見」</u>として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了 承願います。頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない 建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改 正する告示案に対する意見

氏			名	(フリガナ)			
住			所				
所			属	(会社名)	(部署名))	
電	話	番	号				
電子メールアドレス							
				(対象部分:)	
Σ"	意		見				
1							